

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、九州大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等を通じて、職員及び学生等が創出した知的財産の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、本学の教育・研究の成果を社会に還元してその活用を図るとともに、本学の教育・研究の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 知的財産 発明及び特許権、考案及び実用新案権、意匠及び意匠権、商標及び商標権、半導体集積回路及び回路配置利用権、著作物（データベース及びプログラムを含む）及び著作権、成果有体物及び育成者権、技術情報並びにノウハウその他人間の創造的活動により生み出されるもののうち財産的価値を有するものをいう。
- (2) 職員等 本学と雇用関係にある者をいう。
- (3) 学生等 本学の学生及び本学の各種制度等に基づいて受け入れる研究生等をいう。
- (4) 部局等 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、各学内共同教育研究センター、各先導的学術研究センター、学術研究・産学官連携本部、事務局、各事務部及び九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する各拠点をいう。
- (5) 研究室等 職員が部局等において教育研究活動等を行う組織をいう。
- (6) 職務発明 職員が行った発明のうち、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、当該発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (7) 法人著作 次のいずれかに該当する著作物をいう。
 - イ 本学の発意に基づき職員が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）であって、本学の名義のもとに公表する著作物
 - ロ 本学の発意に基づき職員が職務上作成するプログラムの著作物
- (8) 職務関連著作 職員が創作した著作物のうち、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、当該創作をするに至った行為が当該職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。ただし、法人著作に該当するものは除く。
- (9) 成果有体物 職員が本学における研究活動に伴い又は学生等が職員の指導に基づき研究活動の一環として作成するものであって、学術的価値、財産的価値その他これに準じる価値のある化合物、植物、ヒトサンプル、動物、藻類、微生物、遺伝子、タンパク質、抗体その他の有体物（成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その増殖物・子孫を含む。）をいう。
- (10) ノウハウ 一般には知られていない財産的な価値を有する技術情報（臨床試験データを含む。）であって、秘密のものとして管理され、かつ、特定及び識別可能な形で保持されているものをいう。
- (11) 法人ノウハウ 本学からあらかじめ具体的な指示を受け職務上案出したノウハウをいう。
- (12) 職務関連ノウハウ 職員が案出したノウハウのうち、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、当該案出をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

ただし、法人ノウハウに該当するものは除く。

(13) ノウハウ利用権 ノウハウを使用する権利、ノウハウを第三者に開示する権利及びノウハウの使用を許諾する権利の総称をいう。

2 前項第7号及び第8号に関して、具体的な取扱いその他必要な事項については、九州大学著作物取扱実施細則（平成27年度九大細則第2号）で定める。

（管理活用）

第3条 本学に帰属する知的財産（成果有体物、及び育成者権を除く。）の管理活用は、原則として九州大学学術研究・産学官連携本部（以下「本部」という。）において行う。

2 本学に帰属する成果有体物及び育成者権の管理活用は、原則として九州大学有体物管理センター（以下「センター」という。）において行う。なお、ライブラリ及びデータベースの提供が必要となる成果有体物の活用については、センターにおいて行う。

第2章 発明及び特許権

（届出）

第4条 職員は、発明を行ったときは、別に定める様式により、速やかに学術研究・産学官連携本部長（以下「本部長」という。）に届け出なければならない。

2 職員は、前項の届出を経ずに、独自に特許出願及び特許を受ける権利（外国における当該権利及びパリ条約に定める優先権を含む。以下同じ。）の譲渡（以下「特許出願等」という。）を行ってはならない。

（職務発明の認定）

第5条 本部長は、前条第1項の届出を受けた場合、職務発明の認定について、学内関係者及び学外の専門家等により構成される知的財産評価会議（以下「評価会議」という。）に諮問するものとする。

2 評価会議は、前項の諮問を受けた場合、別に評価会議が定める基準により、速やかに職務発明の認定について審議し、その結果を本部長に報告するものとする。

3 本部長は、前項の報告を尊重して速やかに職務発明の認定について決定し、これを発明の届出を行った者に通知するものとする。

（権利の承継）

第6条 職員が行った職務発明に係る特許を受ける権利は、原則として本学が承継するものとする。ただし、次条により当該権利を本学が承継しないと決定した場合は、この限りでない。

（権利の承継の決定）

第7条 本部長は、第5条により職務発明と認定された発明について、当該発明に係る特許を受ける権利の承継の要否及び特許出願を行う場合の必要事項（以下「権利の承継等」という。）を評価会議に諮問するものとする。

2 評価会議は、前項の諮問を受けた場合、別に評価会議が定める基準により、速やかに権利の承継等について審議し、その結果を本部長に報告するものとする。

3 本部長は、前項の報告を尊重して、速やかに権利の承継等を決定し、これを発明の届出を行った者に通知するものとする。

4 本部長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、公表等が直前に迫っている等の理由により権利の承継等について至急決定する必要がある場合、評価会議への諮問を経ずにこれを決定することができるものとする。

（大学への譲渡手続）

第8条 前条により特許を受ける権利を本学が承継する場合、職員は別に定める様式により、速やかに総長へ譲渡証書その他本学が必要とする書類を提出しなければならない。

（出願等手続）

第9条 本部は、第7条により本学が特許を受ける権利を承継すると決定した発明の特許出願（外国出願を含む。）、中間処理及び権利維持の手続を行い、当該発明を行った職員は必要に応じ

てこれに協力するものとする。なお、当該出願等の手続に要する費用は、原則として本部が管理している本学の予算から支出する。

- 2 民間機関等と共同で特許出願を行う場合、原則として特許共同出願契約を当該民間機関等と締結するものとする。

(権利の放棄)

第10条 本学は、本学が保有する特許権(特許を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。)について、相応の理由により保有する必然性がないと本部長が判断した場合、評価会議への諮問を経て、本部長の決定により、当該特許権等を放棄することができる。

(発明者への補償)

第11条 発明者への補償については、九州大学知的財産取扱規則実施細則(平成27年度九大細則第1号)で定める。

(退職後の取扱い)

第12条 職員は、本学を退職(他機関への異動を含む。)した後、本学在職中に行った研究の成果をもとに特許出願等を行う場合、事前に本部長に届け出なければならない。

- 2 本部長は、前項の届出を受けた場合、必要に応じ、関係機関等と当該特許出願等の取扱いについて協議するものとする。
- 3 本学は、九州大学特許等ライセンスポリシー(平成27年10月1日実施)に基づき、退職した職員が所属する機関に対し特許権等を実施許諾する。

(準用)

第13条 第4条から前条までの規定は、考案及び実用新案権、意匠及び意匠権並びに半導体集積回路及び回路配置利用権の取扱いに準用する。

- 2 前項の準用において、回路配置利用権については、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第5条に定める職務上の回路配置の創作に関し、半導体集積回路を創作した職員に原始的に回路配置利用権が帰属するものとして本規則を適用する。

第3章 商標及び商標権

(取扱い)

第14条 商標登録出願及び商標権の取扱いについて必要な事項は、九州大学商標取扱規程(平成25年度九大規程第42号)で定める。

第4章 著作物及び著作権

(権利の帰属)

第15条 職務関連著作のうちデータベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の著作権は、原則として本学が承継するものとする。

- 2 承継の時期は、第19条の規定に基づき、職員及び学生等が総長へ譲渡証書その他必要な書類を提出したときとする。
- 3 法人著作に該当する著作物の著作権は、本学に原始的に帰属するものとする
- 4 第1項及び前項に該当しない著作物の著作権は、原則として著作者個人に帰属するものとする。

(管理)

第16条 法人著作の管理について必要な事項は、九州大学著作物取扱実施細則(平成27年度九大細則第2号)で定める。

- 2 データベース等の管理は、当該データベース等の著作者において行う。

(届出)

第17条 法人著作及びデータベース等(以下「法人著作等」という。)の管理者は、法人著作等について次の各号のいずれかに該当する場合、別に定める様式により、本部長に届け出なければならない。

- (1) 学外に対し利用許諾等を希望するとき。

- (2) 学外から利用許諾等の希望を受けたとき。
- (3) 本学に帰属する知的財産と関連することとなったとき。

(データベース等の著作権の承継の決定)

第18条 本部長は、データベース等について前条の届出を受けた場合、当該データベース等の著作権の承継の要否を評価会議に諮問するものとする。

- 2 評価会議は、前項の諮問を受けた場合、別に評価会議が定める基準により、速やかに著作権の承継を審議し、その結果を本部長に報告するものとする。
- 3 本部長は、前項の報告を尊重して速やかに著作権の承継を決定し、これをデータベース等の届出を行った者に通知するものとする。

(大学への譲渡手続)

第19条 職員及び学生等は、前条の審議の結果、データベース等の著作権を本学が承継する場合、別に定める様式により、速やかに総長へ譲渡証書その他本学が必要とする書類を提出しなければならない。

(著作権の放棄)

第20条 本学は、本学が保有する著作権について、相応の理由により保有する必然性がないと本部長が判断した場合、評価会議への諮問を経て、本部長の決定により、当該著作権を放棄することができる。

(準用)

第21条 第11条及び第12条の規定は、著作物及び著作権の取扱いに準用する。

第5章 研究開発成果としての有体物

(権利の帰属)

第22条 成果有体物に係る権利は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、本学に帰属させることが適切ではないとセンターの長が判断したものは、この限りではない。

- 2 成果有体物の取扱いについて必要な事項は、九州大学成果有体物取扱規程（平成27年度九大規程第17号）及び九州大学成果有体物取扱規程実施細則（平成27年度九大細則第3号）で定める。

第6章 ノウハウ

(権利の帰属)

第23条 法人ノウハウ及び職務関連ノウハウのノウハウ利用権は、原則として本学が承継するものとする。

- 2 承継の時期は、第27条の規定に基づき、職員及び学生等が総長へ譲渡証書その他本学が必要とする書類を提出したときとする。
- 3 第1項に該当しないノウハウのノウハウ利用権は、原則としてノウハウを案出した者に帰属するものとする。

(管理)

第24条 法人ノウハウの管理は、当該ノウハウを案出する指示を出した部局等において行う。

- 2 職務関連ノウハウの管理は、当該ノウハウを案出した職員において行う。

(届出)

第25条 ノウハウの管理者は、法人ノウハウ及び職務関連ノウハウについて次の各号のいずれかに該当する場合、別に定める様式により、本部長に届け出なければならない。

- (1) 学外に対し利用許諾等を希望するとき。
- (2) 学外から利用許諾等の希望を受けたとき。
- (3) 本学に帰属する知的財産と関連することとなったとき。

(ノウハウ利用権の承継の決定)

第26条 本部長は、ノウハウについて前条の届出を受けた場合、当該ノウハウのノウハウ利用権の承継の要否を評価会議に諮問するものとする。

2 評価会議は、前項の諮問を受けた場合、別に評価会議が定める基準により、速やかにノウハウ利用権の承継について審議し、その結果を本部長に報告するものとする。

3 本部長は、前項の報告を尊重して速やかにノウハウ利用権の承継を決定し、これをノウハウの届出を行った者に通知するものとする。

(大学への承継手続)

第27条 職員等は、前条によりノウハウ利用権を本学が承継する場合、別に定める様式により、速やかに総長へ譲渡証書その他本学が必要とする書類を提出しなければならない。

(ノウハウ利用権の放棄)

第28条 本学が保有するノウハウ利用権について、相応の理由により保有する必然性がないと本部長が判断した場合、評価会議への諮問を経て、本部長の決定により、当該ノウハウ利用権を放棄することができる。

(準用)

第29条 第11条及び第12条の規定は、ノウハウ及びノウハウ利用権の取扱いに準用する。

第7章 その他

(技術移転)

第30条 本学は、本学が保有する知的財産について、民間機関等への技術移転により当該知的財産が適正かつ合法的に社会で有効活用されると判断した場合、当該民間機関等と必要な条件を定めた技術移転契約を締結した上で技術移転を行う。

2 本学は、九州大学特許等ライセンスポリシー（平成27年10月1日実施）に基づき、知的財産の技術移転を行う。

3 本学は、本学が保有する知的財産の技術移転業務について、その全部又は一部を技術移転機関に委託することができる。

4 知的財産のライセンス等の対価として、現金に代えて株式等を取得する場合の取得、管理及び処分については、九州大学におけるライセンス等の対価として取得する株式等の取扱いに関する規程（平成26年度九大規程第124号）で定める。

5 本条の規定は、成果有体物及び育成者権については適用しない。

(知財特区)

第31条 本学は、職員からの申請に基づき、本規則の規定にかかわらず、知的財産（成果有体物及び育成者権は除く。）の特別な取扱いを承認することができる。

2 前項の承認は、九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）に定める拠点その他のプロジェクト等（以下「知財特区」という。）ごとに行う。

3 知財特区に関し必要な事項は、別に定める。

(学生等が創出した知的財産の取扱い)

第32条 学生等が創出した知的財産（成果有体物及び育成者権は除く。）は、原則として当該学生等個人に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同研究等で学生等が創出した知的財産（成果有体物及び育成者権は除く。）の取扱いについては、九州大学共同研究規則（平成16年度九大規則第94号）等で定める。

(異議申立て)

第33条 職員は、その創出した知的財産（成果有体物及び育成者権は除く。）の取扱いについて異議がある場合は、当該取扱いの決定を通知した日の翌日から起算して30日以内に限り、別に定める様式により、本部長に異議を申し立てることができる。なお、知的財産のうち成果有体物及び育成者権について異議がある場合は、センターの長に異議を申し立てることとし、その取扱いは九州大学成果有体物取扱規程（平成27年度九大規程第17号）で定める。

2 本部長は、前項の規定による異議の申立てを受けた場合は、九州大学学術研究・産学官連携

推進委員会の議を経て速やかにその取扱いを決定し、その結果を申立者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により異議の申立てを行った者は、当該決定に対して、再度異議の申立てを行うことはできない。

(秘密保持)

第34条 職員が創出した知的財産の取扱いに携わるすべての者は、知的財産の内容その他知的財産に関する事項について、公知となるまでの間、現所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を負うものとする。

(雑則)

第35条 この規則に定めるもののほか、職員が創出した知的財産の取扱いについて必要な事項は、別に定める。ただし、これによりがたい場合は、本部長とセンターの長が協議のうえ、その都度決定するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第115号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第69号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第149号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第47号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第79号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第88号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第26号)

この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

(1) 第15条の改正規定中商標及び商標権に係る部分

(2) 「第3章」を「第4章」に改める改正規定、「第4章」を「第5章」に改める改正規定及び「第5章」を「第6章」に改める改正規定

附 則 (平成26年度九大規則第133号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規則第8号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第12号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第62号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。